

業務連絡

2021年8月19日
JR東海労新幹線関西地本
編集 業務部 No. 3

2021年8月19日、新大阪日之出会議室において「申」第1号について会社は団体交渉の開催を拒否し、会社側幹事から口頭による回答がありました。

「規程類等の訂正に伴う超勤未払い」に関する申し入れ（2021年7月6日申し入れ）

5月25日、淀川労基署から会社に対し「規程類等の訂正に伴う超勤未払い」に関する聴き取り調査が実施された。

今回の聴き取り調査に対し、どのような対応がなされたのか労働組合に明らかにすべきであると考えます。

よって、下記の通り申し入れるので早急に団体交渉を開催の場を設定すること。

1. 5月25日、淀川労基署は、会社に対して「規程類等の訂正に伴う超勤未払い」について聴き取り調査をしたとのことである。その詳細を明らかにすること。

【会社回答】

詳細を明らかにする考えはない。

2. 淀川労基署が、会社に対して職場に立ち入り乗務員対象とした調査を申し出たが、会社は立ち入り調査を拒否したとのことである。その理由を明らかにすること。

【会社回答】

会社が労働基準監督署の立ち入り調査を拒否した事実はない。

3. 淀川労基署が乗務員に対して、規程類の訂正について調査しているが、対象者及び調査内容を明らかにすること。

【会社回答】

詳細を明らかにする考えはない。

【若干のやり取り】

（組合）5月25日に、淀川労基署が会社に入った事実が無いということか。

（会社）貴側に答える理由はない。

（組合）会社にとって都合が悪いから言えないのか。

（会社）答えるつもりはない。

（組合）この問題の発端は、組合員が45分間規程の訂正をしたにも関わらず、超勤をつけなかったことだ。

（会社）それは苦情処理会議で説明している。

（組合）いや、対立に終わっている。

- (会社) 超勤は業務上の必要性に基づいて付けている。組合員が勝手にやったことだ。
- (組合) 規程の訂正の掲示は業務指示ではないのか。
- (会社) 準備報告時間や遅延対応の時間でやればいい。
- (組合) 準備報告時間は乗務準備で、運転士14分、車掌17分。どの部分で規程の訂正ができるのか。規程とは安全の根幹である。そもそもそれだけ重要な規程を切った貼ったの時間でやらせることが矛盾している。1分、2分を切り取ってやることではない。訓練時間に、管理者が説明しながらやるべきものだ。
- (会社) 意見として聞いておく。

以上